

平成 23 年 6 月 3 日

各都道府県担当部長 殿

農林水産省大臣官房国際部国際協力課長
農林水産省大臣官房国際部参事官（貿易関税チーム）

スイス及びリヒテンシュタイン向けに輸出される食品等に関する輸入規制について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震以後、福島原子力発電所の事故を受けて、欧州連合（以下「EU」という。）は、3 月 28 日より日本から EU へ輸出される食品及び飼料について、Commission Implementing Regulation(EU) No 297/2011 に従い、輸出国の管轄当局が発行する証明書等を求めることになったところです。

このことを受けて、「海外向けに輸出される農林水産物及び食品等に関する証明書の発行について」（平成 23 年 3 月 27 日付け、23 国際第 1144 号農林水産省大臣官房総括審議官（国際）通知）により、既に証明書発行の協力をお願いしたところです。

このような中で、欧州委員会が、5 月 25 日より、新たに制限地域に神奈川県を加え、措置期間を延長する規則の改正を行ったことについては、「EU 向けに輸出される食品に関する輸入規制について」（平成 23 年 5 月 24 日付け、23 国際第 207 号通知）によりお知らせしたところです。

今般、EFTA 加盟国のうち、スイス及びリヒテンシュタインについても、EU と同じ規則が適用され、新たに制限地域に神奈川県を加え、措置期間を延長することが判明しました。6 月 3 日以降、EU 加盟国と同様の対応をお願いします。

なお、スイス及びリヒテンシュタインにおいては、EU と異なり、タバコ及び播種用の種が規制の対象となりますので、ご注意願います。